[最優秀賞]

法科大学院教育の成果

佐藤力 静岡県弁護士会・60期

私は法テラスの常勤スタッフ弁護士である。法テラス福岡法律事務所に赴任するまでは、スタッフの養成期間として、静岡の静岡綜合法律事務所において、中村順英弁護士(元日弁連副会長・静岡大学法科大学院教授)の指導を受けながら弁護士として活動をしていた。

今回報告する事件は、私が弁護士になって初めて 担当した国選の刑事事件である。弁護士になったば かりでわずか数週間、右も左もわからないことだらけ のまさに「ホカベン」であったが、法科大学院時代に 学んだ刑事弁護のフルコースを生かし、無事に認定 落ちを勝ち取った事案である。

事件の概要

本件は、2007 (平成19) 年の12月末のある日の深夜、被害者(当時18歳の女性)の住んでいたアパートの敷地内に被疑者であるA氏(当時35歳)が侵入し、軒下に置いてあった石油ポリタンクに火をつけてアパートを焼損しようとしたが、未遂に終わったという住居侵入および現住建造物放火未遂事件である。A氏は、事件が発生してから約1カ月が経過した2008 (平成20) 年1月末、本件の被疑者として逮捕された。そして本件は被疑者国選の対象事件であっため、私は指導担当の中村順英弁護士とともに、この事件の被疑者弁護人として活動することになったのである。

最初の接見

私はさっそく中村弁護士とともに所轄の警察署へ A氏の接見に出向いた。そして、A氏に対し、まず 現住建造物放火未遂という被疑事実に間違いない か尋ねることにした。するとA氏は、「事件のあった当 日は会社の忘年会でしたので、かなりお酒に酔って いました。だから、アパートに入って洗濯物か何かに 火をつけた記憶はあるのですが、詳しいことはよく覚えていません。ただ、アパートを燃やすつもりがなかったことだけは間違いありません」と、住居侵入と建造物等以外放火、いわゆる動産放火の事実は認めたものの、現住建造物放火を否認する旨の供述をしたのである。

現住建造物放火と動産放火、前者は最大で死刑まである重大犯罪であり、たとえ未遂であっても実刑の可能性は高い。他方で後者ならば1年以上10年以下の懲役であるから、逆に執行猶予の可能性もある。同じ放火でも、A氏にとっては天と地ほどの違いがある。しかもA氏は半年前に窃盗事件を起こし、罰金刑まで受けている。われわれは驚いて、A氏から詳しい事情を聞き出そうとしたが、A氏は当を得ない回答を繰り返すばかりで、まるで少年事件の少年のような態度であった。これは後に判明したことであるが、実はA氏は第2種精神薄弱者(現在の第2種知的障害者)に認定されており、IQは小学校低学年程度の知能しかなく、漢字も十分に書けない人物だったのである。

A氏がこのような返事しかできない人物である以上、いくら本人が否認していても、あたかも現住建造物放火について未必の故意があったかのような調書が都合のいいように作成されてしまう可能性は十分にある。そう考えたわれわれは、とにかくおかしな調書を作成されないように署名・押印の拒否を徹底させること、できるかぎりこまめに接見に行くこと、および被疑者ノートを差し入れるという方針を最初に決定した。

違法捜査の疑い

それから2日後、中村弁護士が海外出張でしばら く留守にすることになったため、私は事実上単独でA 氏の事件を担当することになり、再び接見のため警察に赴いた。

するとA氏は、「刑事から、取調べの後に書類に名前を書け、名前を書け、と繰り返し言われました。この書類はもしかしたら先生が話をされていた書類かもしれない、と思って一度は署名拒否をしました。ところが、刑事から名前を書かないと調書に、反省していない、と書くぞ、そうなったらお前は死刑だ、と脅されたのでつい怖くて名前を書いてしまいました。すみません」と告白してきた。私は調書の意味について説明したつもりでいたのであるが、彼はその意味を十分に理解してはおらず、また警察の度重なる威嚇や高圧的な尋問もあり、耐えきれず署名をしてしまったのである。また、被疑者ノートについても結局何を書いていいのかよくわからなかったので、何も書いていないという。

「しまった」。私は思わず、接見室でそう叫んでしまった。知的障害者である彼は「調書」という言葉の意味が何であるか十分に理解できておらず、警察官に「署名しないと死刑になる」と脅され、死刑になることを恐れて署名・押印してしまったのである。

「後悔先に立たず」。私は知的障害者との意思疎通の難しさと、自分の説明不足に後悔の気持ちを抱いたが、後悔していても仕方がない。指導担当の中村弁護士が海外出張中である以上、たとえ弁護士登録わずか数週間の新米弁護士であっても、彼の味方は私しかいないのである。私はまだピカピカに光っている向日葵の弁護士バッジを握りしめながら「バッジをつけたら新人もベテランも被疑者には関係ない。俺はもう弁護士なんだ。目の前の被疑者に対して違法捜査が行われている以上、弁護士として闘わなければ」、そう決心した。

では、今何をするべきか、そう思ったとき、ふと法 科大学院時代、実務家教員として赴任されていた大 川治弁護士(大阪弁護士会)の言葉を思い出した。

教員: 佐藤くん。接見中の被疑者から、取調中に捜査員から暴行・脅迫を行われました、との告白を受けたら、弁護人としてはまず何をすべきや。

私:え!? 準抗告とか国家賠償ですか。

教員:アホ。そんなのんびりしとる場合か。まず捜査

員に「ワシの被疑者に違法捜査したのはどこのどいつやー」って怒鳴りこんで抗議するに決まっとるやないか。

法科大学院の講義のときには、 取調中の暴行・ 脅 迫なんて滅多にないだろうと思っていたが、捜査員が 「署名しないと死刑になる」と脅して署名を強要して いるならば、明らかに「脅迫」である。「よし、捜査員 に抗議だ」と決めた私は、まず被疑者から、捜査員 の氏名と所属、そして取調時の様子をできるかぎり 具体的、詳細に聞き出してメモをとった。それから、 接見室から出ると近くにいた留置係の警官に問題の 捜査員を呼び出してもらった。そして、私は彼に対し て「黙秘権と供述拒否権の侵害だ」と抗議をしたが、 「死刑になるぞ、なんて言っていません。内容を理 解して自ら署名していましたよ」と私の抗議をのらりく らりとかわそうとし始めたのである。私は、家族から、 被疑者が漢字の読み書きも十分にできない人物であ ることを聞かされていたので、「彼に調書の内容が十 分に理解できるはずがない。とにかく、本人が拒絶し ている以上、調書に署名・押印はさせないでいただ きたい」とさらに抗議した。するとその捜査員は、「調 書に署名・押印させない、なんて無理ですね」と私 の要求を無視しようとしたのである。

彼にしてみれば、お前のような新米弁護士の言うことなんか聞けるか、とでも言いたかったのであろうか。しかし、私も法科大学院で2年間、司法修習で1年間、遊びほうけていたわけではない。ここで引き下がってたまるか、と思い、「私には今ここであなたに憲法や刑事訴訟法の講義をしている暇はありません。もし、あなたが、憲法や刑事訴訟法の規定を守ることができないというのであるならば、私は法の規定に従い、弁護士として断固たる処置をとらせていただきます」と毅然として言い放った。すると今まで居丈高であったその捜査員の態度が一変し、ようやく私の主張を聞き入れてくれることになったのである。

刑事弁護のフルコース

このように警察官に抗議はしたものの、被疑者が 知的障害者である以上、油断すればまたおかしな調 書が作成されるかもしれない、と考えた私は、直ちに 検察官に対して違法捜査に対する抗議書を送付し、 さらに法科大学院時代の講義で習ったいわゆる「刑 事弁護のフルコース」の内容を思い返して、弁護士と してできることは全部やろうと決意した。

1 一に接見、二に接見

法科大学院時代に学んだことで、一番印象に残っているのは、「刑事弁護は、一に接見、二に接見」という言葉である。

そこで私もこの教えを守り、変な調書が作成されることを食い止めるために、抗議を申し入れた日から勾留満期まで、1日も欠かさず警察署に接見に行くことにした。事務所から警察署まで、車で往復2時間の距離で、ちょうど冬の寒い季節であったため、みぞれの日なども多く、運転の苦手な私にとってはかなりたいへんであった。しかし、連日接見することで、警察や検察庁にこちらが本気で闘うのだという姿勢を見せ、また被疑者からも「いつもつらい取調べばかりですが、先生の顔をみると仏様に会うみたいでほっとします」と喜ばれていた。

2 現場が命

とにかく、現場を見ないと始まらない。そう思った私は、接見と同時に現場をしらみつぶしに調べ、写真撮影や、関係者の事情聴取などを繰り返し行った。その結果、①焼損したのは洗濯物とほとんど灯油の入っていないポリタンクにすぎないこと、②建物に燃え移った形跡がまったくないこと、③事件は深夜2時に起きているが火はすぐに自然鎮火しており、翌朝の7時になるまで被害者はおろか近隣住民の誰も火災の事実に気づいていなかったこと、④被害者と被疑者の接点はほとんどなく、事件前後に現場をうろついていたという事実もないことから、人の住んでいるアパートに放火するような動機はないこと、⑤事件当夜は忘年会で、被疑者はその後別の店でも飲酒をしてかなり酒に酔っていたことから、本件は計画的な犯行ではないこと、などの新たな事実も判明した。

このため、私は本件においては現住建造物放火というほどの直接的現実的な危険性は存在せず、やはり被疑者の主張するとおり、建造物等以外放火にすぎないと確信するに至ったのである。

3 「黙秘権は被疑者にとって唯一の武器である」

私は法科大学院時代、刑事訴訟法の水谷規男教授(大阪大学)から、弁護人が被疑者に黙秘権を勧めることに関し、「被疑者にとっては黙秘権だけが唯一の武器である。だから弁護人が黙秘権を勧めることは何ら問題ない」との説明を受けていた。そこで、この話をうまく利用し、被疑者にはいつも「あなたには黙秘権しか武器がないのだから、困ったときは遠慮なく黙秘して、調書への署名も拒否してください」と話すようにしていた。被疑者も私のアドバイスを素直に聞き入れたので、検事から「まったく取調べにならない。いったいどういうつもりですか」と繰り返し抗議を受けたが、私は無視して徹底的に署名・押印拒否を貫いた。結果的には、この戦略は後にかなりの効果を上げた。

4 接見メモに確定日付を

捜査官による違法捜査が行われている以上、勾留延長に対して準抗告をしなければ、と考えたが、A氏は被疑者ノートもきちんと書けない人物であったため、私の手持ちの証拠は接見メモしかなかった。

すると、養成事務所の先輩である葦名ゆき弁護士 (第2回季刊刑事弁護新人賞最優秀賞受賞者)から、「そういうときは、公証人役場に行き、接見メモ に確定日付の判をもらっておけばよい」とのアドバイ スを受けた。そこで、さっそく接見メモに確定日付を とり、勾留延長に準抗告を行う際の証拠として使用 したのである。

5 闘う弁護人に「なろうとする者」

この事件は、そもそも中村弁護士に配点されたものであったため、私はしばらく「弁護人」ではなく、「弁護人になろうとする者」というきわめて中途半端な地位で弁護活動をしていた。しかも、国選事件の複数選任に関しては概して裁判所のハードルが高かったため、正直困り果てていた。

すると、中村弁護士が「これでは脱法行為的だし、 また(多様な刑事弁護を経験できなければ)養成の 目的も達成できない」ということで、法テラス静岡の 所長である河村正史弁護士とも協力して、裁判所を 説得してくださった。おかげで、裁判所も被疑者段 階から国選弁護人の複数選任を認め、私は晴れて 「弁護人」として活動ができるようになったのである。

勾留満期

そして、勾留満期日、私は検察官に確認を求めると、検察官から「まぁ、いろいろあったけど、最後は彼の言い分どおり、建造物等以外放火で起訴しました」という回答であった。私は「等以外」の箇所がよく聞き取れなかったので、「いわゆる動産放火ということでよろしいのでしょうか、検事」と確認したところ、検察官は「はい、そうです。刑法110条で起訴しました」と答えてくれた。

私は、ほっと胸をなで下ろすと、葦名弁護士にそのことを報告に行った。すると、ことのほか喜んで「事務所のメーリングリストで流して報告しなさい」と言うので流したところ、中村弁護士を含め他の先輩弁護士たちも「被疑者弁護がひととおり勉強できてよかったな」と、とても喜んでくれた。

公判

認定落ちが決まったので、公判ではもっぱら情状 弁護に徹することになった。情状証人には当初はA 氏の勤務先の社長さんが立つことを希望していたが、 社長さんは筋肉が収縮して身体がほとんど動かない という病を患っていたため、社長の奥さんが代理とし て出廷することになった。私は社長の奥さんから、「主 人はたいへん危険な状態なので、法廷傍聴も控えさ せます」という話を聞いていたので、A氏にも「当日社 長さんは来ませんよ」と伝えていた。

ところが、公判当日、傍聴席を見て驚いた。なんと車イスに乗った社長さんが傍聴席にいたのである。 後で聞いたところ、A氏のことが心配だったので、無理を承知で傍聴に来たのだそうである。

人間とはここまで気高くなれるのか、と驚かされた 私は、最後の弁論では事前メモを機械的に読み上げ るのをやめて、自分の言葉を用い、「被告人は、幼い 頃から知的障害があり、人とはうまくコミュニケーショ ンのとれない人物でありました。ですから、本法廷で も、もしかしたらうまく彼の思いが伝わらなかったかも しれません。しかし、彼には信じている人がいます。 応援している人がいます。命をかけてでも彼を支えよ うとしている人がいるのです。ですから、今回に限っては、なにとぞ寛大な判決をよろしくお願いいたします」と裁判官に訴えかけた。結果、判決は保護観察付ではあったものの、執行猶予の判決が下された。

後日談

それから、私は別のある詐欺被疑事件(否認。後に不起訴)の弁護を担当することになったが、その際、被疑者から「『佐藤力が弁護士に就いたのか。あいつは署名拒否ばっかり言うからかなわん』って検察官が嘆いていました。先生は有名人ですね」という話を聞いた。思わず苦笑いであった。夏にはA氏から、元気で仕事をしていますとのお礼の手紙も届いた。

また、この事件の前後の時期、静岡では国選弁護活動の実態調査が行われていたので、私もこの事件の活動時間を計算したところ、合計で100時間を超える弁護活動をしたことが判明した。その後、「静岡で100時間を超える弁護活動をして、認定落ちを勝ち取った弁護士がいた」ということで、第10回国選弁護シンポジウムでもこの事件は取り上げられることになった。

法科大学院と私

この事件を振り返ってみると、法科大学院時代に 学んだ「刑事弁護のフルコース」が随所で役立ってい ることがわかる。その意味で、この認定落ちの結果 は、理論と実務の架け橋という「法科大学院教育の 成果」でもあったと思う。私は現在でも刑事事件を常 時10件以上は担当しているが、現場で私の活動の柱 となってくれるのは、予備校の論点集などではなく、 法科大学院での教育内容である。世の中には、法科 大学院教育の実態を知らず、単に新司法試験の合 格率だけをもって法科大学院教育は質が低い、と法 科大学院出身者をあたかも欠陥製品のように声高く 批判する人もいるようであるが、法科大学院では弁 護士登録直後であっても「刑事弁護のフルコース」が できる教育がちゃんと行われているのである。

なにより、私にとって法科大学院は人生を変える チャンスを与えてくれた特別な場所でもある。旧司法 試験になかなか合格できず、人生そのものも半ばあ

第1部 刑事弁護の未来を照らす―季刊刑事弁護新人賞全作品

きらめかけていたとき、突然、司法制度改革、法科大学院構想という神風が私に吹いた。これが人生最後のチャンスと考えた私は、あちこちから借金をして、新司法試験に落ちたら自己破産をする覚悟で法科大学院に入学し、新司法試験に合格できた。受験勉強を始めてから実に10年以上が経過していた。

そして初めて修習生バッジをつけて、研修所の門をくぐったときに「法科大学院ができなければ、私は今でも確実に受験生のままだろう。このバッジは自分一人の力で勝ち取ったものではない。社会が、市民が自分にチャンスを与えてくれたのだ。だから市民に

恩返しをするために、情熱ならば誰にも負けない法曹 になろう。金にならない刑事国選だろうが、扶助だろ うが喜んでやろう」と決意し、そして刑事国選や扶助 を専門とする法テラスのスタッフ弁護士となることを 決めたのである。

弁護士登録をしてから1年以上が過ぎたが、今こうして弁護士としてバッジをつけて活動できるのも、 法科大学院制度ができたおかげだと思っている。

これからも社会に感謝する気持ちを忘れず、法科 大学院時代に学んだことを駆使して頑張っていきた いと思う。 (さとう・つとむ)